

省エネ性能が資産価値評価に影響する時代が到来?

立したことと説明した  
建て住宅も「長野県建築  
物環境エネルギー性能検  
査制度」の義務対象に  
が、建築物の所有者は  
もう一つ注目される  
新築・既築・住宅・非  
よつた。県がこの制度を

で  
条で「建築物の販売・  
賃貸を行う事業者は、そ  
の販売又は賃貸を行う建  
築物について、省エネ性  
能を表示するように努め

する。この国の新たな表  
示努力義務は、既存の住  
宅・建築物も対象にして  
いる点で、さらに大きくな  
踏み込んだと言える。

示の努力義務化もその一環と言えるだろう。長期目標としている。今回の表

や、本来、消費者が住まいの選びの際に知っておくべき、住まいの「燃費性能」と「健康性能」との関わりなどについてお伝えしてきたこの連載もいよいよ最終回となつた。さて前回、2020年までに戸建て住宅を含むすべての新築住宅・建築物について段階的に省エネ基準への適合が義務化されることになつており、今年7月に「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」が成

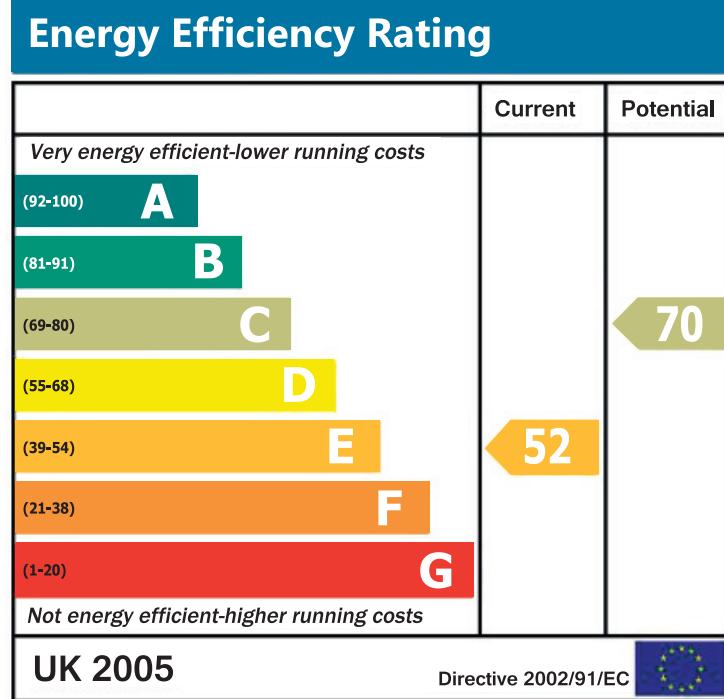
に適合していることの認定を受けることができるようになり、それを示す基準適合マークが創設されるという点だ。

国土交通省としては、この適合マークが不動産の広告等で表示することが一般化することにより、省エネ基準に適合している住宅・建築物が不動産市場で高く評価され、それらの建築物の資産価値向上が図られることを企図しているのだ。

この適合マークが創設される予定だが、この販売、賃貸事業者に課される表示の努力義務は、新築・既存も問わず、そして基準に適合しない建築物も対象になるという。長野県の「建築物環境エネルギー性能検討制度」では、300m以上の新築の住宅・建築物に対して環境エネルギー性能の掲示努力義務を建築主に課して

のエネルギー性能に関する欧州指令により、不動産取引時に省エネルギー性能の提示が義務付けられている。また新築よりも中古住宅の流通が多いこともあり、住宅の建物自体の価値がきちんと評価される傾向にある。EU加盟国では、不動産広告の最も目立つところに、その住宅の燃費性能が表示されていることは以前触れたとおりだ。これは、英国の省エネルギー性能表示の例だ。

内田氏によると、今後、この表示制度が普及し、不動産売買時に省エネルギー性能・環境エネルギー性能を意識する傾向が強まるに反映されるようになっていくだろう。



## 英国の省エネルギー性能表示の例

一方の日本の状況だが、住宅等の不動産の価格に詳しい不動産鑑定機関である一般財團法人日本不動産研究所の内田輝明主席専門役によると、住宅自体の価値は築後何年かするとほとんど評価されなくなってしまう。ほぼ土地の価値のみで価格が決められるのが現状では一般的だという。

しかし、国もストック型の社会への移行を目指しており、住宅自体の価値が評価される住宅市場の形成を

第三者評価を得ておくこ  
とも大切だろう。  
以上、21回に渡り、こ  
れからの住まいづくりに  
おいて「燃費性能」と「健  
康性能」という視点が非  
常に大切であることをお  
伝えしてきた。長野県の  
「建築物環境エネルギー  
性能検討制度」は、そろ  
いう意味で全国の先駆け  
となる素晴らしい取り組  
みだ。これから住まいづ  
くりを始める方々には、  
ぜひこの制度を十分に活  
用して、満足いく住まい  
を手に入れていただこう  
とを期待したい。

一般社団法人日本エネルギー  
バス協会編  
(03-6205-4490)